

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社亜希プロ (法人番号: 5011801013515) 代表者 關 三治
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区東保木間2-30-7 (本社営業所) 東京都足立区東保木間2-30-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年11月22日、観光庁からの通知を端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運行指示書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第28条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	里見交通有限会社（法人番号：5040002068440） 代表者 中山 勝司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台5-18-3 (東京営業所) 東京都江戸川区東葛西9-14-23-206
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年10月22日及び令和3年11月9日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社NICE TRAVELING SERVICE (法人番号: 9050002016923) 代表者 門井 康博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県下妻市渋井186 (本社営業所) 茨城県下妻市渋井186
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年1月12日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ロケバスネット (法人番号: 9013303002901) 代表者 多田 和馬
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区目白4-21-7 (本社営業所) 東京都足立区鹿浜2-25-1 さくら3 302号
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月14日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)安全管理規程の設定・届出義務違反(道路運送法(以下「運送法」)第22条の2第1項)、(2)安全統括管理者の選任解任届出違反(運送法第22条の2第5項)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(6)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	軽井沢バス株式会社 (法人番号: 6100001008753) 代表者 小池 徹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県上田市常田2-29-13 (東京営業所) 東京都江戸川区南葛西3-4-13 クリスタルタワー201
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月27日及び令和4年8月3日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ワンダフル観光 (法人番号: 4011801036079) 代表者 雪田 省吾
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区西保木間2-8-9 国井コーポ303号室 (本社営業所) 東京都足立区西保木間2-8-9 国井コーポ101号室
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年9月5日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通（法人番号：6050002008460） 代表者 辻川 孝明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県清須市春日中沼53 (埼玉営業所) 埼玉県三郷市彦成3-210-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月26日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	ヤマハル観光株式会社（法人番号：2050001037051） 代表者 塚本 好春
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県下妻市下妻乙311-7 (本社営業所) 茨城県下妻市下妻乙311-7
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年9月6日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和4年10月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年10月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社テトラ (法人番号: 3060001012408) 代表者 松本 善明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市四区町743-14 (本社営業所) 栃木県那須塩原市四区町743-89
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年7月19日及び令和4年9月6日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)